

泉大津市議会令和7年第3回定例会会議事項

(令和7年9月10日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 1	令和6年度泉大津市病院事業会計継続費精算報告書報告の件	5
同	1 2	令和6年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	9
議 案	5 6	泉大津市防災倉庫設置条例制定の件	1 1
同	5 7	泉大津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	1 5
同	5 8	泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件	1 9
同	5 9	泉大津市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件	2 9
同	6 0	泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正の件	4 3
同	6 1	泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事請負契約締結の件	5 1
同	6 2	指定管理者の指定の件	5 9
同	6 3	令和7年度泉大津市一般会計補正予算の件	6 3
同	6 4	令和7年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 1 5
同	6 5	令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 3 9
同	6 6	令和7年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	1 5 9
同	6 7	令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	1 8 1
同	6 8	令和6年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件	1 9 7
同	6 9	令和6年度泉大津市下水道事業会計剰余金処分の件	2 0 1

種 別	番 号	事 件 名	ページ
認 定	1	令和6年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	205
同	2	令和6年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	207
同	3	令和6年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件	209
同	4	令和6年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	211

報告第11号

令和6年度泉大津市病院事業会計継続費精算報告書
報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定
により、泉大津市病院事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市病院事業会計継続費精算報告書

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による継続費の精算報告

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	国庫補助金 その他		企業債	国庫補助金 その他		企業債	国庫補助金 その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			4	1,035,945,000	716,200,000	319,745,000	693,096,800	490,400,000	202,696,800	342,848,200	225,800,000	117,048,200
			5	7,496,768,000	6,805,100,000	691,668,000	4,727,905,380	3,864,500,000	863,405,380	2,768,862,620	2,940,600,000	△171,737,380
			6	4,698,417,000	4,598,300,000	100,117,000	7,789,414,820	7,688,800,000	100,614,820	△3,090,997,820	△3,090,500,000	△497,820
			計	13,231,130,000	12,119,600,000	1,111,530,000	13,210,417,000	12,043,700,000	1,166,717,000	20,713,000	75,900,000	△55,187,000
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	泉大津急 性期メデ ィカルセ ンター整 備事業										
			4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			6	2,200,000,000	2,200,000,000	-	2,199,982,400	2,174,700,000	25,282,400	17,600	25,300,000	△25,282,400
			計	2,200,000,000	2,200,000,000	-	2,199,982,400	2,174,700,000	25,282,400	17,600	25,300,000	△25,282,400
		泉大津急 性期メデ ィカルセ ンター医 療用器械 備品整備 事業										
			4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			6	2,200,000,000	2,200,000,000	-	2,199,982,400	2,174,700,000	25,282,400	17,600	25,300,000	△25,282,400
			計	2,200,000,000	2,200,000,000	-	2,199,982,400	2,174,700,000	25,282,400	17,600	25,300,000	△25,282,400

報告第12号

令和6年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

令和6年度泉大津埠頭株式会社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第56号

泉大津市防災倉庫設置条例制定の件

泉大津市防災倉庫設置条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

市民の安全・安心を確保するとともに、迅速かつ的確な災害対応を図ることを目的に、災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を備蓄し、供給する拠点として防災倉庫を設置するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市防災倉庫設置条例（案）

（設置）

第1条 災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等（以下「防災資機材等」という。）の物資を備蓄し、供給する拠点として、泉大津市防災倉庫（以下「防災倉庫」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 防災倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 泉大津市防災倉庫
- (2) 位置 泉大津市下条町11番35号

（事業）

第3条 防災倉庫は、防災資機材等の物資を備蓄し、供給するほか、市長が指定する場所において、次の事業を行うことができる。

- (1) 防災資機材等の展示及び学習に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参 考)

泉大津市防災倉庫設置条例（案）要綱

本条例（案）は、市民の安全・安心を確保するとともに、迅速かつ的確な災害対応を図ることを目的に、災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を備蓄し、供給する拠点として防災倉庫を設置するため、制定するものであること。

1 設置

災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等（以下「防災資機材等」という。）の物資を備蓄し、供給する拠点として、泉大津市防災倉庫（以下「防災倉庫」という。）を設置するものであること。（第1条）

2 名称及び位置

防災倉庫の名称及び位置を、次のとおり定めるものであること。（第2条）

- (1) 名称 泉大津市防災倉庫
- (2) 位置 泉大津市下条町1 1番3 5号

3 事業

防災倉庫は、防災資機材等の物資を備蓄し、供給するほか、市長が指定する場所において、次の事業を行うことができるとする規定を定めるものであること。

（第3条）

- (1) 防災資機材等の展示及び学習に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

4 委任

この条例（案）に定めるもののほか、この条例（案）の施行について必要な事項は、規則で定めるものであること。（第4条）

5 施行期日

この条例（案）は、規則で定める日から施行するものであること。

議案第 57 号

泉大津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

泉大津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の制定に伴い、本市における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定めるとおりとする。

（暴力団の排除）

第3条 府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者及び当該事業者等で勤務する職員は、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）要綱

本条例（案）は、児童福祉法の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「府令」という。）の制定に伴い、本市における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであること。

1 趣旨

この条例（案）は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであること。（第1条）

2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、3に規定するもののほか、府令に定めるとおりとするものであること。（第2条）

3 暴力団の排除

府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者及び当該事業者等で勤務する職員は、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならないとする規定を定めるものであること。（第3条）

4 委任

この条例（案）に定めるもののほか、この条例（案）の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。（第4条）

5 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

議案第 58 号

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 の件

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が改正され、国家公務員において、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について措置が講じられることに伴い、本市職員についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 泉大津市職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において、「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児

期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の泉大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(参 考)

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、国家公務員において、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について措置が講じられることに伴い、本市職員についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等

任命権者に、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて以下を行うことを義務付けるものであること。（第18条の2第1項及び第18条の3関係）

ア 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供

イ 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置

ウ 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

エ ウにより意向を確認した事項への配慮

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等

任命権者に、3歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に以下を行うことを義務付けるものであること。（第18条の2第2項及び第18条の3関係）

ア 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供

イ 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置

ウ 当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭

生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

エ ウにより意向を確認した事項への配慮

(3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和7年10月1日から施行するものであること。ただし、(2)の規定は、公布の日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

(2) 経過措置

任命権者は、この条例（案）の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、1の(2)の規定の例により、1の(2)のアからウまでに掲げる措置を講ずることができるものであること。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、1の(2)の規定により講じられたものとみなすものであること。（改正条例附則第2項）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、規則でその期間を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、規則でその期間を定める。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>泉大津市職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において、「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるた</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>めの措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="231 331 673 369">措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="204 510 343 548">2 (略)</p> <p data-bbox="199 571 507 609"><u>第18条の4</u> (略)</p>	<p data-bbox="837 331 1388 488">る当該職員の意向を確認するための 面談その他の措置を講じなければな らない。</p> <p data-bbox="810 510 949 548">2 (略)</p> <p data-bbox="805 571 1114 609"><u>第18条の3</u> (略)</p>

議案第59号

泉大津市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件

泉大津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の公布による部分休業制度の多様化に伴い、本市職員についても適切な措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を 改正する条例（案）

（泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第9条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業の承認」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第9条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(参 考)

泉大津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を 改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）の公布による部分休業制度の多様化に伴い、本市職員についても適切な措置を講じるため、所要の改正を行うものであること。

1 泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 職員が1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業（以下「第1号部分休業」という。）、時間単位の介護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものであること。（第1条の規定による第9条第1項関係）

(2) 職員が、法改正により新たに措置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業（以下「第2号部分休業」という。）を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認するものとするものであること。ただし、次の場合においては、例外的に、次に掲げる時間数を承認できるものとするものであること。（第1条の規定による第9条の2関係）

ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間のすべてについて承認を請求した場合 当該勤務時間の時間数

イ 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて承認を請求した場合 残時間数

(3) 部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とするものであること。（第1条の規定による第9条の3関係）

(4) 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、次のとおりとするものであること。（第1条の規定による第9条の4関係）

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

- (5) 職員が、部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事情が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものであること。(第1条の規定による第9条の5関係)
- (6) 部分休業の取消事由を整理し、「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とするものであること。(第1条の規定による第11条関係)
- (7) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業制度の多様化に伴い、所要の規定の整備を行うものであること。(第2条の規定による第18条第2項関係)

3 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業制度の多様化に伴い、所要の規定の整備を行うものであること。(第3条の規定による第19条第2項関係)

4 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和7年10月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

(2) 経過措置

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限を、次のとおり定めるものであること。(改正条例附則第2項)

ア 非常勤職員以外の職員 38時間45分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間

泉大津市職員の育児休業等に関する条例等新旧対照表

第1 泉大津市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第9条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号）第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p>	<p>で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年泉大津市条例第15号）第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p><u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u></p> <p><u>第10条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第49条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p> <p><u>第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第49条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>第11条 <u>第5条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

第2 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧
対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

第3 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧
対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその</p>

改 正 案	現 行
<p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

議案第60号

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部改正の件

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可等に関する事務については、大阪府からの権限移譲を受け本市にて事業を実施しているところ、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を受け大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪府条例第7号）が改正されたことに伴い、本市においても所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号ウ中「基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）」を「有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第20条の3第9項に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）」に、「基幹放送の」を「有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の」に改める。

第3条第2号中「基幹放送」の次に「（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可等に関する事務については、大阪府からの権限移譲を受け本市にて事業を実施しているところ、放送法の改正を受け大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例が改正されたことに伴い、本市においても所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

放送法の改正による引用条文の条項ずれが生じたことを受け大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例が改正されたことに伴い、本市条例においても所要の規定の整備を行うものであること。（第2条及び第3条関係）

2 施行期日

この条例（案）は、令和7年10月1日から施行するものであること。

泉大津市風致地区内における建築等の規制に関する 条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は<u>有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第20条の3第9項に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）</u>の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（<u>有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業</u></p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は<u>基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）</u>の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（<u>基幹放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。</u>）、改築、増築又は移転</p>

改 正 案	現 行
<p>務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p> <p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及</p>	<p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業を</p>

改 正 案	現 行
<p>び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) (略)</p>	<p>いう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) (略)</p>

議案第61号

泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事請負契約締結 の件

泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約金額 | 4,391,200,000円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 大阪市淀川区宮原四丁目1番6号
名 称 名工建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 大 竹 淳 次 |

(参 考)

工事概要 泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事一式

(校舎棟新築、付属棟新築、校舎棟解体、外構、仮設校舎新築、仮設校舎解体)

工事請負仮契約書（概要）

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事 |
| 2 工 事 場 所 | 泉大津市東助松町三丁目13番1号 |
| 3 工 期 | 市議会で議決された日から令和11年3月23日まで |
| 4 請負代金額 | ¥4,391,200,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥399,200,000- |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（請負代金の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者名工建設株式会社大阪支店は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年8月5日

発注者 泉大津市

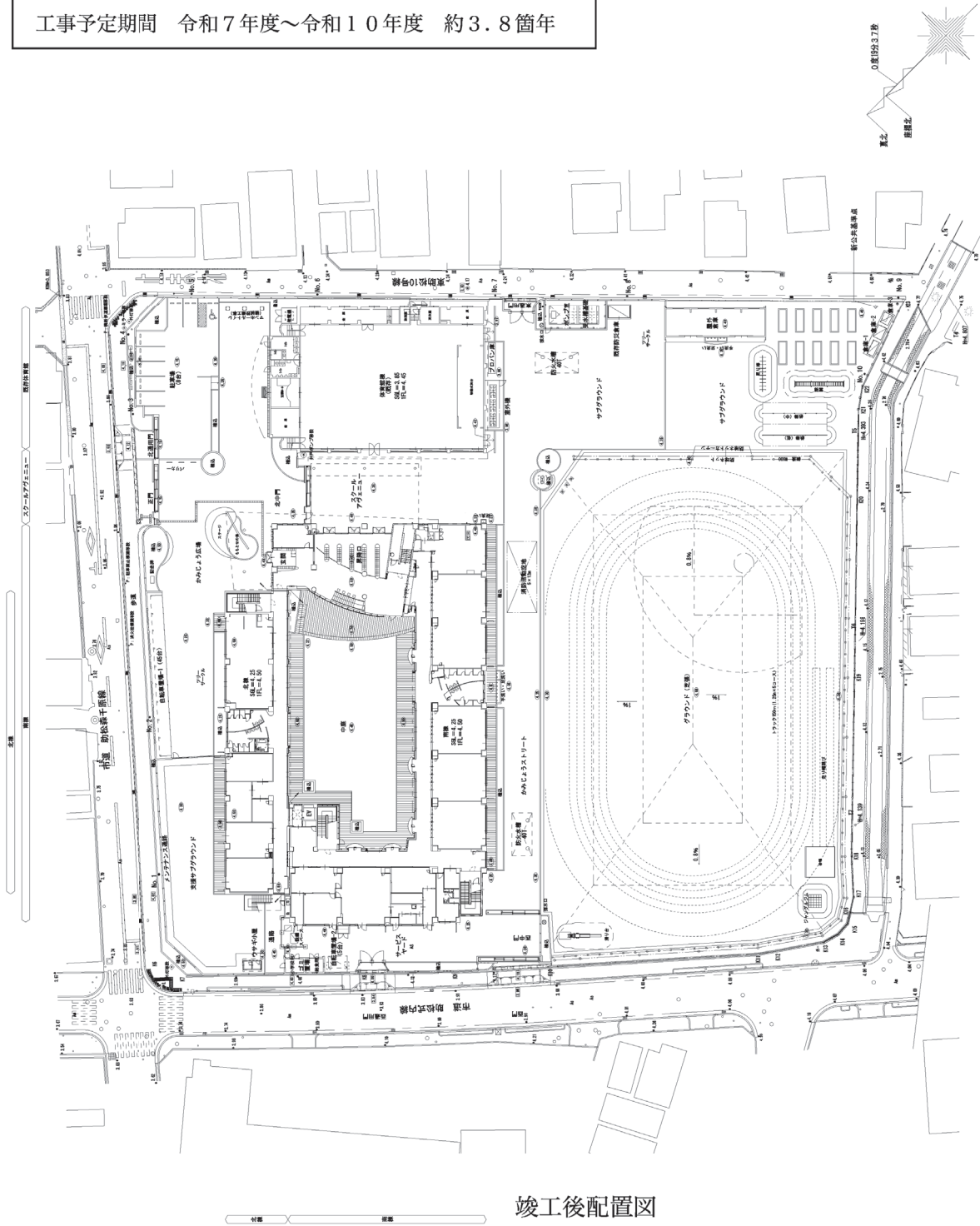
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

請負者 大阪市淀川区宮原四丁目1番6号

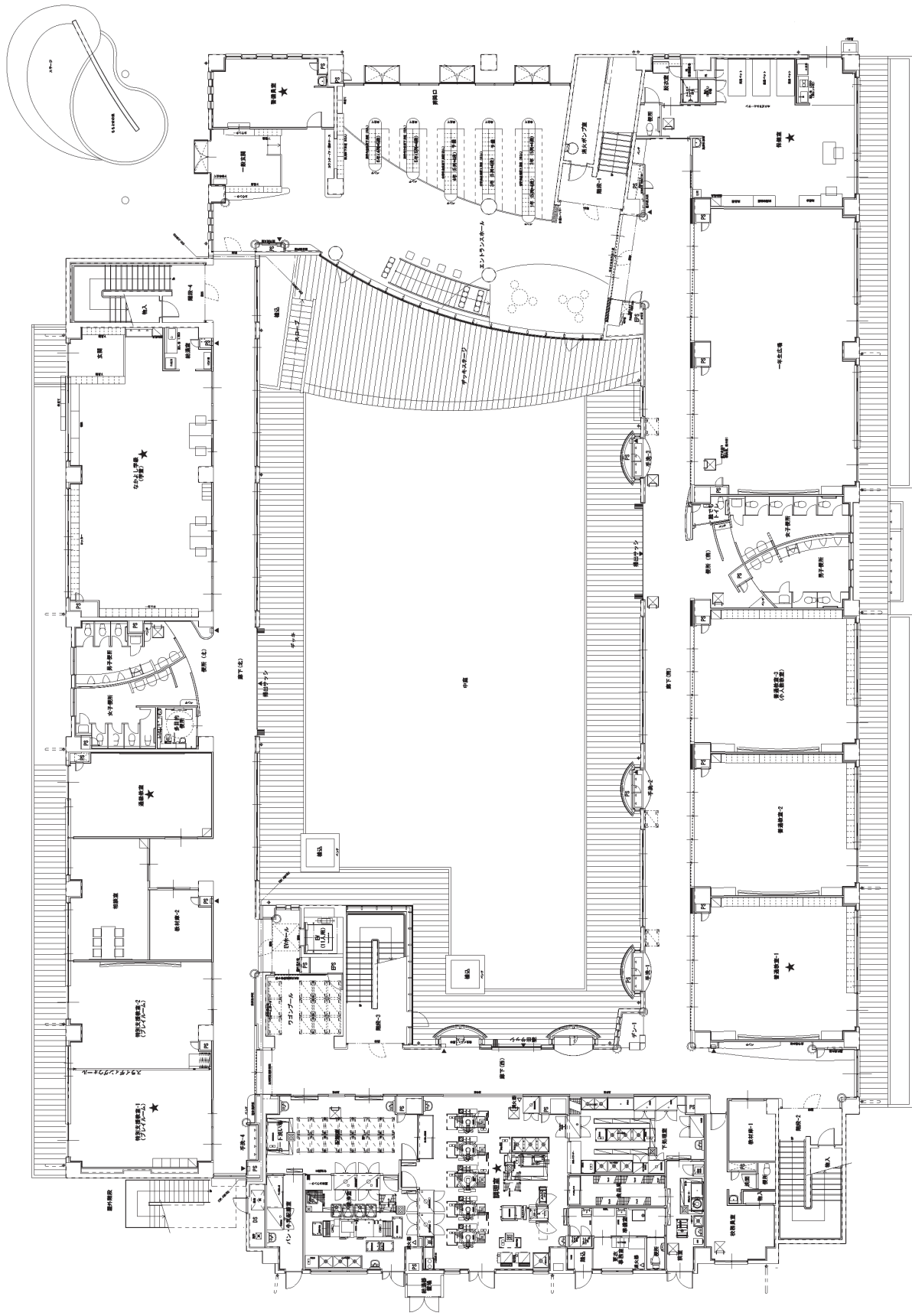
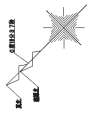
名工建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 大 竹 淳 次 印

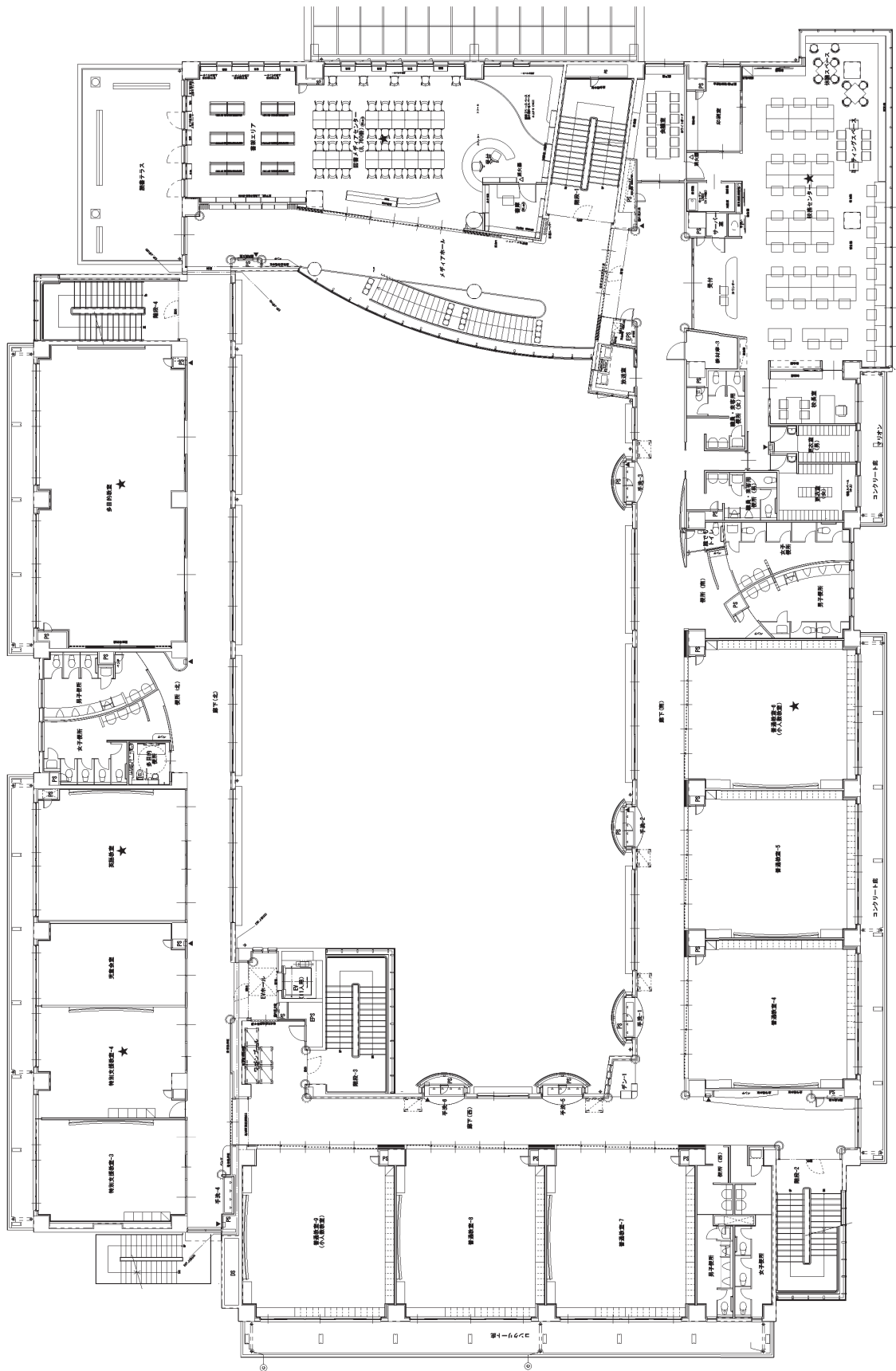
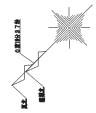
工事名	泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事
工事場所	泉大津市東助松町三丁目13番1号
工事概要	校舎棟新築 付属棟新築 校舎棟解体 外構 仮設校舎新築 仮設校舎解体
工事予定期間	令和7年度～令和10年度 約3.8箇年



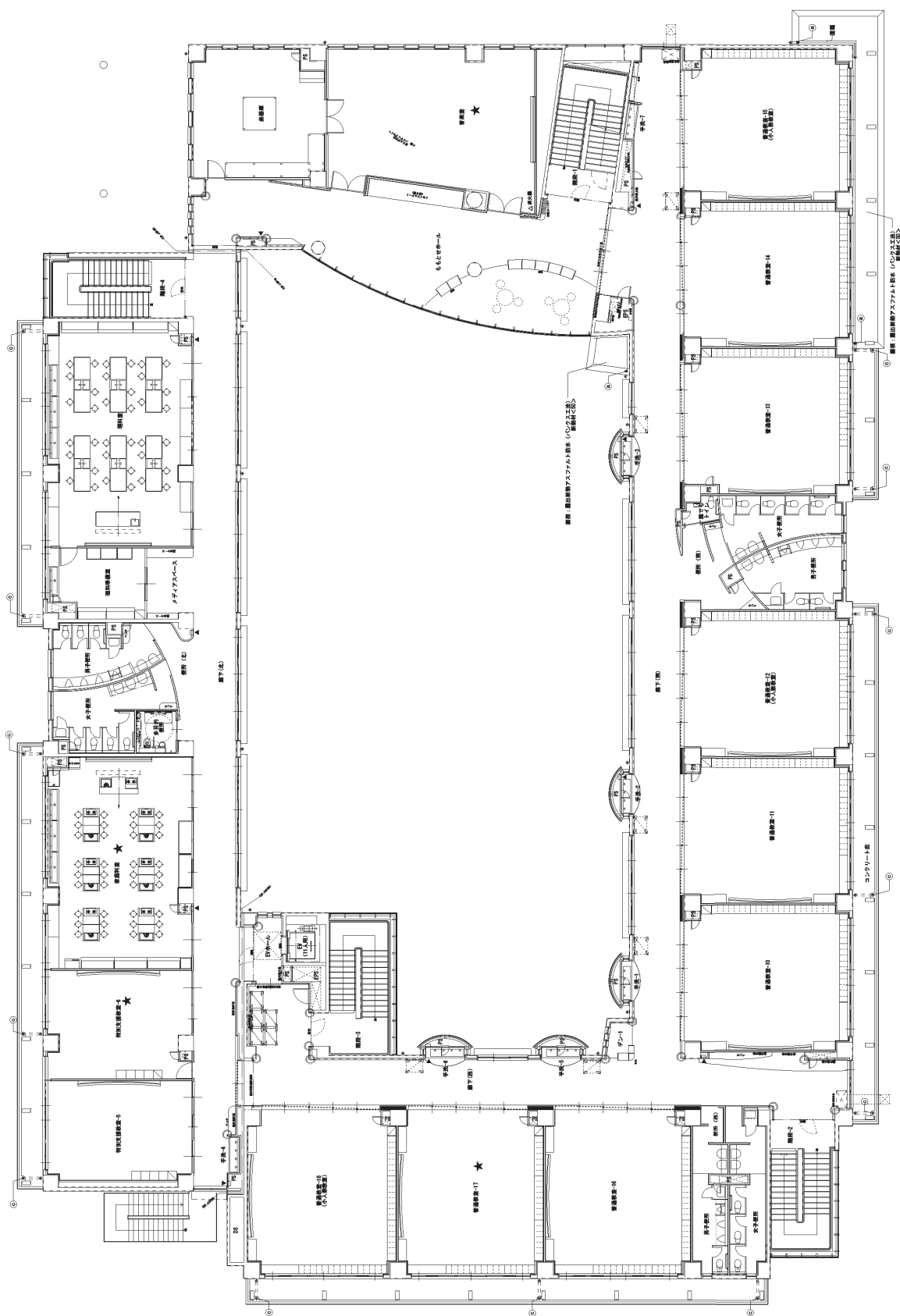
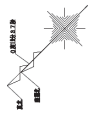
竣工後配置図



1階平面図



2階平面図



3階平面図

議案第62号

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
泉大津市営火葬場

- 2 指定管理者に指定する団体
富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社五輪

- 3 指定の期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

令和7年度泉大津市一般会計補正予算

令和7年度泉大津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,445,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		9,005,643	53,917	9,059,560
	1 国庫負担金	6,766,339	588	6,766,927
	2 国庫補助金	2,166,758	53,329	2,220,087
15 府支出金		2,748,612	16,117	2,764,729
	2 府補助金	516,392	16,117	532,509
18 繰入金		2,174,905	397,384	2,572,289
	2 基金繰入金	2,128,513	397,384	2,525,897
21 市債		1,528,400	146,000	1,674,400
	1 市債	1,528,400	146,000	1,674,400
歳 入 合 計		37,832,117	613,418	38,445,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		260,910	7,488	268,398
	1 議会費	260,910	7,488	268,398
2 総務費		4,809,566	275,436	5,085,002
	1 総務管理費	3,524,920	273,242	3,798,162
	4 戸籍住民登録費	273,664	2,194	275,858
3 民生費		18,047,823	154,204	18,202,027
	1 社会福祉費	7,411,207	15,260	7,426,467
	2 児童福祉費	6,545,944	103,421	6,649,365
	3 生活保護費	3,231,814	31,757	3,263,571
	6 国民健康保険事業費	832,097	3,766	835,863
4 衛生費		3,612,839	5,174	3,618,013
	1 保健衛生費	1,011,759	5,174	1,016,933
5 農林水産業費		27,737	2,000	29,737
	1 農業費	27,470	2,000	29,470
6 商工費		261,372	18,467	279,839
	1 商工費	261,372	18,467	279,839

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		3,678,813	32,175	3,710,988
	6 住宅費	629,282	32,175	661,457
8 消防費		783,511	40,233	823,744
	1 消防費	783,511	40,233	823,744
9 教育費		3,454,874	77,781	3,532,655
	1 教育総務費	1,248,404	43,013	1,291,417
	2 小学校費	732,609	13,542	746,151
	3 中学校費	366,938	1,354	368,292
	4 幼稚園費	277,247	2,956	280,203
	5 社会教育費	672,319	16,916	689,235
11 諸支出金		449,238	460	449,698
	2 上水道事業費	11,696	460	12,156
歳 出 合 計		37,832,117	613,418	38,445,535

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎施設整備事業	242,313 千円
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	4,234 千円

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
総合福祉センター管理運営業務費 委託事業費	令和7年度～令和12年度	199,615 千円
火葬場指定管理業務委託事業費	令和8年度～令和12年度	243,780 千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
防災行政無線 整備事業費	補正前 千円 22,400	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	10年以内	2年以内	半年賦及び均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後 29,500							
市有財産施設 整備事業費	補正前 0	同上	同上	同上	20年以内	3年以内	同上	同上
	補正後 122,900							
市営住宅 整備事業費	補正前 298,400	同上	同上	同上	25年以内	5年以内	同上	同上
	補正後 314,400							
(補正額)	146,000							
補正前の額	1,528,400							
合計	1,674,400							

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	9, 0 0 5, 6 4 3
15 府支出金	2, 7 4 8, 6 1 2
18 繰入金	2, 1 7 4, 9 0 5
21 市債	1, 5 2 8, 4 0 0
歳 入 合 計	3 7, 8 3 2, 1 1 7

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
53,917	9,059,560
16,117	2,764,729
397,384	2,572,289
146,000	1,674,400
613,418	38,445,535

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	260,910	7,488
2 総務費	4,809,566	275,436
3 民生費	18,047,823	154,204
4 衛生費	3,612,839	5,174
5 農林水産業費	27,737	2,000
6 商工費	261,372	18,467
7 土木費	3,678,813	32,175
8 消防費	783,511	40,233
9 教育費	3,454,874	77,781
11 諸支出金	449,238	460
歳 出 合 計	37,832,117	613,418

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
268,398				7,488
5,085,002		130,000	3,014	142,422
18,202,027	29,047			125,157
3,618,013	3,623			1,551
29,737				2,000
279,839	16,225			2,242
3,710,988	16,087	16,000		88
823,744				40,233
3,532,655	5,052			72,729
449,698				460
38,445,535	70,034	146,000	3,014	394,370

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 9,005,643	千円 53,917	千円 9,059,560

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	6,670,173	588	6,670,761
計	6,766,339	588	6,766,927

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	563,553	27,618	591,171
2 民生費国庫補助金	722,409	9,624	732,033
4 土木費国庫補助金	543,695	16,087	559,782
計	2,166,758	53,329	2,220,087

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 生活保護費負担金	588	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	27,618	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 社会福祉費補助金	665	地域生活支援事業費等補助金
2 児童福祉費補助金	5,714	子ども・子育て支援交付金 4,594 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 223 重層的支援体制整備事業交付金 347 保育対策総合支援事業費補助金 550
3 生活保護費補助金	3,245	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
3 住宅費補助金	16,087	社会資本整備総合交付金（市営住宅建替事業）

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

補正前	補正額	計
千円 2,748,612	千円 16,117	千円 2,764,729

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	404,298	16,117	420,415
計	516,392	16,117	532,509

補正前	補正額	計
千円 2,174,905	千円 397,384	千円 2,572,289

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,083,176	394,370	1,477,546
6 ふるさと応援基金繰入金	746,467	3,014	749,481
計	2,128,513	397,384	2,525,897

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	16,117	大阪府子ども・子育て支援交付金 3,560 重層的支援体制整備事業交付金 174 保育対策総合支援事業費補助金 12,383

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	394,370	財政調整基金繰入金
1 ふるさと応援基金繰入金	3,014	ふるさと応援基金繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

補正前	補正額	計
千円 1,528,400	千円 146,000	千円 1,674,400

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	322,400	130,000	452,400
4 土木債	877,100	16,000	893,100
計	1,528,400	146,000	1,674,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	130,000	防災行政無線整備事業債 7,100 市有財産施設整備事業債 122,900
4 住宅債	16,000	住宅整備事業債

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 260,910	千円 7,488	千円 268,398

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	260,910	7,488	268,398				7,488
計	260,910	7,488	268,398				7,488

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,809,566	千円 275,436	千円 5,085,002

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	2,032,955	129,275	2,162,230				129,275

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料	2,000	1 人件費	6,000	2 給料	2,000
3 職員手当等	4,067			一般職給	
4 共済費	1,000			3 職員手当等	3,000
8 旅費	421			地域手当	1,000
				期末勤勉手当	2,000
				4 共済費	1,000
				共済組合補給金	
		2 議員人件費	1,067	3 職員手当等	1,067
				期末手当	
		4 議会調査研究事業	421	8 旅費	421
				普通旅費	52
				費用弁償	369

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
1 報酬	24,485	1 人件費	96,000	2 給料	30,000
2 給料	30,000			一般職給	
3 職員手当等	61,790			3 職員手当等	53,000
4 共済費	13,000			地域手当	25,000
				期末勤勉手当	28,000
				4 共済費	13,000
				共済組合補給金	

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 財産管理費	19,586	132,585	152,171		122,900		9,685
9 企画調査費	103,478	3,014	106,492			3,014	
10 自治振興費	8,118	779	8,897				779
11 災害対策費	68,936	7,150	76,086		7,100		50
12 人権啓発費	17,207	439	17,646				439
計	3,524,920	273,242	3,798,162		130,000	3,014	140,228

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		3 会計年度任用職員配置事業（人事課） 33,027	1 報酬 24,302 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 8,725 期末勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員）
		14 市民相談事業 248	1 報酬 183 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 65 期末勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員）
12 委託料 14 工事請負費 18 負担金、補助及び交付金	3,190 2,895 126,500	1 市有財産等管理事業 132,585	12 委託料 3,190 産業廃棄物処理委託料
			14 工事請負費 2,895 補修工事費
			18 負担金、補助及び交付金 126,500 工事負担金
8 旅費 11 役務費 13 使用料及び賃借料	1,870 480 664	3 国際交流事業 3,014	8 旅費 1,870 普通旅費
			11 役務費 480 筆耕翻訳料
			13 使用料及び賃借料 664 自動車借上料
18 負担金、補助及び交付金	779	1 自治会活動助成事業 779	18 負担金、補助及び交付金 779 自治会館整備助成金
12 委託料	7,150	1 災害対策事業 7,150	12 委託料 7,150 全国瞬時警報システム受信機等更新業務委託料
1 報酬 3 職員手当等	306 133	1 人権相談事業 439	1 報酬 306 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 133 期末勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員）

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	273,664	2,194	275,858				2,194
計	273,664	2,194	275,858				2,194

補正前	補正額	計
千円 18,047,823	千円 154,204	千円 18,202,027

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	2,646,776	13,115	2,659,891				13,115
7 障がい者福祉費	311,243	2,145	313,388	665			1,480
計	7,411,207	15,260	7,426,467	665			14,595

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,857,480	52,575	2,910,055	20,432			32,143

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等 12 委託料	468 590 1,136	3 住基・印鑑登録事務 事業 1,136 5 番号制度事務事業 1,058	12 委託料 1,136 ミドルウェア構築委託料 1 報酬 468 会計年度任用職員報酬 3 職員手当等 590 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任 用職員)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	13,115	1 介護保険事業特別会 計繰出金事業 2,635 19 後期高齢者医療特別 会計繰出金事業 10,480	27 繰出金 2,635 介護保険事業特別会計への繰出 27 繰出金 10,480 後期高齢者医療特別会計への繰出
12 委託料	2,145	1 一般事務事業(障が い福祉課) 2,145	12 委託料 2,145 システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	769 10,000 10,343 4,000 4,224	1 人件費 24,000	2 給料 10,000 一般職給 3 職員手当等 10,000 地域手当 5,000

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 母子福祉費	384,645	780	385,425				780
4 保育所費	760,322	20,717	781,039	3,967			16,750
8 認定こども園費	474,791	29,349	504,140	150			29,199

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	23,239		期末勤勉手当 5,000
			4 共済費 共済組合補給金 4,000
		3 児童虐待防止ネットワーク事業 4,670	1 報酬 会計年度任用職員報酬 312
			3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 134
			12 委託料 システム改修委託料 4,224
		8 民間認定こども園等運営補助事業 22,414	18 負担金、補助及び交付金 民間認定こども園等運営費補助金 22,414
		12 地域子育て支援センター事業 666	1 報酬 会計年度任用職員報酬 457
3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 209			
22 民間認定こども園等施設整備助成事業 825	18 負担金、補助及び交付金 民間認定こども園等施設整備補助金 825		
1 報酬 540 3 職員手当等 240		3 母子家庭等自立支援事業 780	1 報酬 会計年度任用職員報酬 540
			3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 240
1 報酬 3,717 3 職員手当等 17,000		1 人件費 17,000	3 職員手当等 地域手当 17,000 期末勤勉手当 13,000 4,000
		3 保育士等配置事業 3,717	1 報酬 会計年度任用職員報酬 3,717
1 報酬 22,162 2 給料 142 3 職員手当等 6,845 17 備品購入費 200		1 認定こども園運営事業 200	17 備品購入費 園用器具費 200
		3 保育教諭等配置事業 29,149	1 報酬 会計年度任用職員報酬 22,162
			2 給料 一般職給(会計年度任用職員) 142
			3 職員手当等 6,845

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	6,545,944	103,421	6,649,365	24,549			78,872

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	185,244	31,757	217,001	3,833			27,924
計	3,231,814	31,757	3,263,571	3,833			27,924

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	832,097	3,766	835,863				3,766
計	832,097	3,766	835,863				3,766

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			地域手当(会計年度任用職員) 590
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 6,255

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	2,982	1 人件費 26,000	2 給料 9,000
2 給料	9,000		一般職給
3 職員手当等	12,779		3 職員手当等 12,000
4 共済費	5,000		地域手当 4,000
8 旅費	60		期末勤勉手当 8,000
12 委託料	1,936		4 共済費 5,000
			共済組合補給金
		2 一般事務事業(生活福祉課) 1,936	12 委託料 1,936
			システム改修委託料
		3 自立支援事業 3,821	1 報酬 2,982
			会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 779
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)
			8 旅費 60
			費用弁償

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	3,766	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 3,766	27 繰出金 3,766
			国民健康保険事業特別会計への繰出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,612,839	千円 5,174	千円 3,618,013

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 母子保健事業費	247,456	4,864	252,320	3,623			1,241
5 保健事業費	141,396	310	141,706				310
計	1,011,759	5,174	1,016,933	3,623			1,551

補正前	補正額	計
千円 27,737	千円 2,000	千円 29,737

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	7,498	2,000	9,498				2,000
計	27,470	2,000	29,470				2,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
1 報酬 3 職員手当等 12 委託料	1,046 470 3,348	1 保健師等配置事業 (子育て応援課) 1,516		1 報酬	1,046
				会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	470
		3 母子健康管理事業 3,348		12 委託料 産後ケア委託料	3,348
1 報酬 3 職員手当等	170 140	1 保健師等配置事業 (健康づくり課) 310		1 報酬	170
				会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	140

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料 3 職員手当等	1,000 1,000	1 人件費 2,000		2 給料	1,000
				一般職給	
				3 職員手当等 地域手当	1,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

補正前	補正額	計
千円 261,372	千円 18,467	千円 279,839

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	35,438	1,000	36,438				1,000
2 商工業振興費	211,893	16,226	228,119	16,225			1
3 労働者対策費	5,930	436	6,366				436
4 消費者対策費	8,111	805	8,916				805
計	261,372	18,467	279,839	16,225			2,242

補正前	補正額	計
千円 3,678,813	千円 32,175	千円 3,710,988

(款) 7 土木費

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 住宅整備事業費	91,048	32,175	123,223	16,087	16,000		88
計	629,282	32,175	661,457	16,087	16,000		88

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
3 職員手当等	1,000	1 人件費	1,000	3 職員手当等 地域手当	1,000
12 委託料	16,226	1 産業振興対策事業	16,226	12 委託料 地域ポイント事業委託料	16,226
1 報酬 3 職員手当等	305 131	2 就労支援事業	436	1 報酬 会計年度任用職員報酬	305
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	131
1 報酬 3 職員手当等	613 192	1 消費者生活相談事業	805	1 報酬 会計年度任用職員報酬	613
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	192

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
14 工事請負費	32,175	1 二田・寿市営住宅整備事業	32,175	14 工事請負費 建替工事費	32,175

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

補正前	補正額	計
千円 783,511	千円 40,233	千円 823,744

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	769,322	40,233	809,555				40,233
計	783,511	40,233	823,744				40,233

補正前	補正額	計
千円 3,454,874	千円 77,781	千円 3,532,655

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 事務局費	392,066	15,000	407,066				15,000
3 教育支援センター費	526,717	5,013	531,730				5,013

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	9,305	1 人件費 40,233	2 給料 9,305 一般職給
3 職員手当等	27,291		3 職員手当等 27,291 扶養手当 721 地域手当 14,293 期末勤勉手当 12,277
4 共済費	3,637		4 共済費 3,637 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	15,000	1 人件費 15,000	3 職員手当等 15,000 地域手当 8,000 期末勤勉手当 7,000
1 報酬	801	1 一般事務事業（教育 支援センター） 874	1 報酬 609 会計年度任用職員報酬
3 職員手当等	390		3 職員手当等 265 期末勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員）
12 委託料	2,970	3 教育相談事業 317	1 報酬 192 会計年度任用職員報酬
13 使用料及び 賃借料	852		3 職員手当等 125

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 教育指導費	205,330	3,421	208,751				3,421
5 支援教育費	118,739	19,579	138,318				19,579
計	1,248,404	43,013	1,291,417				43,013

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	683,282	13,542	696,824				13,542

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)
		5 情報環境整備事業 (教育支援センター) 2,970	12 委託料 G I G Aスクール関連業務委託料 2,970
		7 情報環境整備事業 (教育政策課) 852	13 使用料及び賃借料 ライセンス使用料 852
1 報酬 3 職員手当等	2,567 854	5 図書館司書配置事業 1,551	1 報酬 957 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 594 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)
		6 英語教育推進事業 946	1 報酬 686 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 260 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)
		13 子ども支援プロジェクト事業 924	1 報酬 924 泉大津市いじめ問題調査委員会委員報酬
1 報酬 3 職員手当等	13,757 5,822	2 介助員配置事業 19,579	1 報酬 13,757 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 5,822 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費	291 9,933 3,318	1 小学校運営事業 3,609	13 使用料及び賃借料 サービス使用料 291
			17 備品購入費 校用器具費 3,318
		5 小学校施設整備事業 (教育政策課) 9,933	14 工事請負費 設置工事費 9,933

(款) 9 教育費

(項) 1 教育給務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	732,609	13,542	746,151				13,542

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	332,744	1,354	334,098				1,354
計	366,938	1,354	368,292				1,354

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	277,247	2,956	280,203				2,956
計	277,247	2,956	280,203				2,956

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 図書館費	202,482	6,875	209,357				6,875

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び 賃借料	109	1 中学校運営事業 1,354	13 使用料及び賃借料 サービス使用料 109
17 備品購入費	1,245		17 備品購入費 校用器具費 1,245

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	1,411	5 臨時教員等配置事業 2,956	1 報酬 1,411 会計年度任用職員報酬
2 給料	264		2 給料 264 一般職給(会計年度任用職員)
3 職員手当等	1,281		3 職員手当等 1,281 地域手当(会計年度任用職員) 126 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 916 期末勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) 147 退職手当(会計年度任用職員) 92

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	5,578	1 図書館運営事業 6,875	1 報酬 5,578 会計年度任用職員報酬
3 職員手当等	1,297		3 職員手当等 1,297 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 文化財保護費	109,698	706	110,404				706
8 留守家庭児童会費	184,402	7,580	191,982	5,052			2,528
10 織編館費	14,517	833	15,350				833
11 学習館費	36,298	922	37,220				922
計	672,319	16,916	689,235	5,052			11,864

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
1 報酬 3 職員手当等	490 216	1 文化財保存事業	436	1 報酬	305
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	131
		3 史料調査保存事業	270	1 報酬	185
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	85
1 報酬 3 職員手当等	5,207 2,373	2 留守家庭児童会指導員配置事業	7,580	1 報酬	5,207
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	2,373
1 報酬 3 職員手当等	578 255	1 織編館運営事業	833	1 報酬	578
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	255
1 報酬 3 職員手当等	645 277	1 学習館運営事業	922	1 報酬	645
				3 職員手当等 期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	277

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

補 正 前	補 正 額	計
千円 449,238	千円 460	千円 449,698

(款) 11 諸支出金

(項) 2 上水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 上水道事業費	11,696	460	12,156				460
計	11,696	460	12,156				460

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	460	1 水道事業会計繰出金 事業 460	27 繰出金 460 水道事業会計への繰出

(款) 11 諸支出金

(項) 2 上水道事業費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		48,540			155,223	28,615	183,838	
	その他の 特別職	1,266	101,774					101,774		101,774	
	計	1,285	208,457	28,560	62,013	1,714	192	300,936	35,790	336,726	
補 正 前	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		47,473			154,156	28,615	182,771	
	その他の 特別職	1,264	100,850					100,850		100,850	
	計	1,283	207,533	28,560	60,946	1,714	192	298,945	35,790	334,735	
比 較	長 等										
	議 員				1,067			1,067		1,067	
	その他の 特別職	2	924					924		924	
	計	2	924		1,067			1,991		1,991	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(524) 530	939,661	1,979,189	1,934,894	4,853,744	925,546	5,779,290	
補正前	(524) 530	851,988	1,917,478	1,764,185	4,533,651	898,909	5,432,560	
比 較	(0) 0	87,673	61,711	170,709	320,093	26,637	346,730	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補正後	53,713	196,583	1,168,823	88,872	49,184	41,299	132,206	12,312
	補正前	52,992	123,574	1,071,936	88,872	49,184	41,299	132,206	12,312
	比 較	721	73,009	96,887	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補正後	165,944	4,530	0	0	19,745	1,683	1,934,894		
補正前	165,852	4,530	0	0	19,745	1,683	1,764,185		
比 較	92	0	0	0	0	0	170,709		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 518	1,948,853	1,627,888	3,576,741	713,824	4,290,565	
補正前	(8) 518	1,887,548	1,488,597	3,376,145	687,187	4,063,332	
比 較	(0) 0	61,305	139,291	200,596	26,637	227,233	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補正後	53,713	194,070	872,974	88,872	48,184	41,299	132,206	12,312
	補正前	52,992	121,777	806,697	88,872	48,184	41,299	132,206	12,312
	比 較	721	72,293	66,277	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補正後	158,300	4,530	0	0	19,745	1,683	1,627,888		
補正前	158,300	4,530	0	0	19,745	1,683	1,488,597		
比 較	0	0	0	0	0	0	139,291		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(516) 12	939,661	30,336	307,006	1,277,003	211,722	1,488,725	
補正前	(516) 12	851,988	29,930	275,588	1,157,506	211,722	1,369,228	
比 較	(0) 0	87,673	406	31,418	119,497	0	119,497	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	2,513	295,849	1,000	0	0	7,644	0	307,006
	補 正 前	1,797	265,239	1,000	0	0	7,552	0	275,588
	比 較	716	30,610	0	0	0	92	0	31,418

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	
報 酬	87,673	給与改定に伴う増減分	87,673	
給 料	61,711	給与改定に伴う増減分	61,711	
職員手当	170,709	給与改定に伴う増減分	170,709	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府 支 出 金	地方債	その他	
総合福祉センター管理運営業務委託事業費	補正前								
	補正後	199,615		令和7年度 ～令和12年度	199,615				199,615
火葬場指定管理業務委託事業費	補正前								
	補正後	243,780		令和8年度 ～令和12年度	243,780				243,780
合 計	補正額	443,395			443,395				443,395
	補正前 の 額	17,693,333	3,937,801		13,211,169	2,533,829	5,048,200	74,765	5,554,375
	計	18,136,728	3,937,801		13,654,564	2,533,829	5,048,200	74,765	5,997,770

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	18,585,023	1,528,400	146,000	1,674,400	974,598		974,598	19,138,825	19,284,825
(1) 総務債	1,013,290	322,400	130,000	452,400	43,993		43,993	1,291,697	1,421,697
(2) 民生債	1,161,382	229,400		229,400	36,276		36,276	1,354,506	1,354,506
(3) 衛生債	281,907	26,600		26,600	33,347		33,347	275,160	275,160
(4) 農林水産業債	2,739				366		366	2,373	2,373
(5) 土木債	4,654,609	578,700		578,700	353,385		353,385	4,879,924	4,879,924
(6) 公営住宅債	670,553	298,400	16,000	314,400	37,239		37,239	931,714	947,714
(7) 消防債	702,737	5,100		5,100	70,510		70,510	637,327	637,327
(8) 教育債	10,097,806	67,800		67,800	399,482		399,482	9,766,124	9,766,124
2. 災害復旧債	100,630				20,124		20,124	80,506	80,506
(1) 民生債	6,125				1,225		1,225	4,900	4,900
(2) 衛生債	3,689				737		737	2,952	2,952
(3) 土木債	71,066				14,212		14,212	56,854	56,854
(4) 公営住宅債	875				175		175	700	700
(5) 消防債	1,125				225		225	900	900
(6) 教育債	17,750				3,550		3,550	14,200	14,200
3. その他債	11,528,738				1,177,525		1,177,525	10,351,213	10,351,213
(1) 減税補てん債	19,265				13,409		13,409	5,856	5,856
(2) 臨時財政 対策債	11,441,180				1,159,471		1,159,471	10,281,709	10,281,709
(3) 減収補てん債	68,293				4,645		4,645	63,648	63,648
合 計	30,214,391	1,528,400	146,000	1,674,400	2,172,247		2,172,247	29,570,544	29,716,544

令和7年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和7年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,586,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府支出金		5,388,143	280	5,388,423
	1 府補助金	5,388,143	280	5,388,423
5 繰入金		840,152	3,766	843,918
	1 他会計繰入金	832,097	3,766	835,863
8 国庫支出金		0	6,864	6,864
	1 国庫補助金	0	6,864	6,864
歳 入 合 計		7,575,935	10,910	7,586,845

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		154,951	10,630	165,581
	1 総務管理費	122,646	3,766	126,412
	2 徴収費	31,880	6,864	38,744
4 保健事業費		108,444	280	108,724
	1 特定健康診査等事業費	94,190	280	94,470
歳 出 合 計		7,575,935	10,910	7,586,845

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
3 府支出金	5, 3 8 8, 1 4 3
5 繰入金	8 4 0, 1 5 2
8 国庫支出金	0
歳 入 合 計	7, 5 7 5, 9 3 5

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2 8 0	5, 3 8 8, 4 2 3
3, 7 6 6	8 4 3, 9 1 8
6, 8 6 4	6, 8 6 4
1 0, 9 1 0	7, 5 8 6, 8 4 5

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	154,951	10,630
4 保健事業費	108,444	280
歳 出 合 計	7,575,935	10,910

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
165,581	6,864		3,766	
108,724	280			
7,586,845	7,144		3,766	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,388,143	千円 280	千円 5,388,423

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,380,859	280	5,381,139
計	5,388,143	280	5,388,423

補 正 前	補 正 額	計
千円 840,152	千円 3,766	千円 843,918

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	832,097	3,766	835,863
計	832,097	3,766	835,863

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	280	保険者努力支援分

節		説明
区分	金額	
5 職員給与費等繰入金	3,766	職員給与費等繰入金

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

補正前	補正額	計
千円 0	千円 6,864	千円 6,864

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 国庫補助金	0	6,864	6,864
計	0	6,864	6,864

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	6,864	子ども・子育て支援事業費補助金

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 154,951	千円 10,630	千円 165,581

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	122,646	3,766	126,412			3,766	
計	122,646	3,766	126,412			3,766	

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 賦課徴収費	31,880	6,864	38,744	6,864			
計	31,880	6,864	38,744	6,864			

補正前	補正額	計
千円 108,444	千円 280	千円 108,724

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	94,190	280	94,470	280			

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料	263	1 人件費	3,766	2 給料	263
3 職員手当等	2,853			一般職給	
4 共済費	650			3 職員手当等	2,853
				扶養手当	54
				地域手当	1,917
				期末勤勉手当	849
				通勤手当	33
				4 共済費	650
				共済組合補給金	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	6,864	1 賦課徴収事務事業	6,864	12 委託料	6,864
				プログラム変更委託料	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
1 報酬	187	1 特定健康診査等事業	280	1 報酬	187
3 職員手当等	93			会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等	93

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	94,190	280	94,470	280			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 12	2,775	44,383	35,373	82,531	16,437	98,968	
補正前	(1) 12	2,588	44,120	32,427	79,135	15,787	94,922	
比 較	0	187	263	2,946	3,396	650	4,046	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,728	4,746	21,238	1,344	748	336	5,065	168
	補 正 前	1,674	2,829	20,296	1,344	715	336	5,065	168
	比 較	54	1,917	942	0	33	0	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	35,373	
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	32,427	
	比 較	0	0	0	0	0	0	2,946	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	12	44,383	34,309	78,692	16,437	95,129	
補正前	12	44,120	31,456	75,576	15,787	91,363	
比 較	0	263	2,853	3,116	650	3,766	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	1,728	4,746	20,174	1,344	748	336	5,065	168
	補 正 前	1,674	2,829	19,325	1,344	715	336	5,065	168
	比 較	54	1,917	849	0	33	0	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	0	0	0	0	0	0	34,309		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	31,456		
比 較	0	0	0	0	0	0	2,853		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,775	0	1,064	3,839	0	3,839	
補正前	(1)	2,588	0	971	3,559	0	3,559	
比 較	0	187	0	93	280	0	280	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	1,064	0	0	0	0	0	1,064
	補 正 前	0	971	0	0	0	0	0	971
	比 較	0	93	0	0	0	0	0	93

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
報 酬	187	給与改定に伴う増減分	187	
給 料	263	給与改定に伴う増減分	263	
職員手当	2,946	給与改定に伴う増減分	2,946	

令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,628,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		1,380,066	135,408	1,515,474
	1 一般会計繰入金	1,185,561	2,635	1,188,196
	2 基金繰入金	194,505	132,773	327,278
歳 入 合 計		7,493,442	135,408	7,628,850

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		225,742	2,635	228,377
	1 総務管理費	151,138	1,056	152,194
	3 介護認定審査会費	58,839	1,579	60,418
6 諸支出金		22,294	132,773	155,067
	1 償還金及び還付加算金	2,246	132,773	135,019
歳 出 合 計		7,493,442	135,408	7,628,850

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
6 繰入金	1, 3 8 0, 0 6 6
歳 入 合 計	7, 4 9 3, 4 4 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
135,408	1,515,474
135,408	7,628,850

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	225,742	2,635
6 諸支出金	22,294	132,773
歳 出 合 計	7,493,442	135,408

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
228,377				2,635
155,067				132,773
7,628,850				135,408

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,380,066	千円 135,408	千円 1,515,474

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 その他一般会計繰入金	176,492	2,635	179,127
計	1,185,561	2,635	1,188,196

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	194,505	132,773	327,278
計	194,505	132,773	327,278

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	1,056	職員給与費繰入金
2 事務費繰入金	1,579	事務費繰入金

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	132,773	介護給付費準備基金繰入金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 225,742	千円 2,635	千円 228,377

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	102,637	1,056	103,693				1,056
計	151,138	1,056	152,194				1,056

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護認定審査会等費	58,839	1,579	60,418				1,579
計	58,839	1,579	60,418				1,579

補 正 前	補 正 額	計
千円 22,294	千円 132,773	千円 155,067

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 償還金	1	132,773	132,774				132,773
計	2,246	132,773	135,019				132,773

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料	56	1 人件費	1,056	2 給料	56
3 職員手当等	1,000			一般職給	
				3 職員手当等	1,000
				地域手当	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
1 報酬	1,099	2 認定調査運営事業	1,579	1 報酬	1,099
3 職員手当等	480			会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等	480
				期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子及び割引料	132,773	1 国庫支出金等返還金事業	132,773	22 償還金、利子及び割引料	132,773
				返還金	

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 10	17,271	38,118	33,886	89,275	13,570	102,845	
補正前	(8) 10	16,172	38,062	32,406	86,640	13,570	100,210	
比 較	(0) 0	1,099	56	1,480	2,635	0	2,635	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特殊勤務 (千円)
	補 正 後	474	3,395	22,651	1,380	1,225	941	3,700	120
	補 正 前	474	2,395	22,171	1,380	1,225	941	3,700	120
	比 較	0	1,000	480	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	33,886		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	32,406		
比 較	0	0	0	0	0	0	1,480		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	10	38,118	27,912	66,030	13,570	79,600	
補正前	10	38,062	26,912	64,974	13,570	78,544	
比 較	0	56	1,000	1,056	0	1,056	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	474	3,395	16,677	1,380	1,225	941	3,700	120
	補 正 前	474	2,395	16,677	1,380	1,225	941	3,700	120
	比 較	0	1,000	0	0	0	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	27,912		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	26,912		
比 較	0	0	0	0	0	0	1,000		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8)	17,271	0	5,974	23,245	0	23,245	
補正前	(8)	16,172		5,494	21,666	0	21,666	
比 較	(0)	1,099	0	480	1,579	0	1,579	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	5,974	0	0	0	0	0	5,974
	補 正 前	0	5,494	0	0	0	0	0	5,494
	比 較	0	480	0	0	0	0	0	480

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
報 酬	1,099	給与改定に伴う増減分	1,099	
給 料	56	給与改定に伴う増減分	56	
職員手当	1,480	給与改定に伴う増減分	1,480	

令和7年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,768千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,261,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		324,572	10,480	335,052
	1 一般会計繰入金	324,572	10,480	335,052
5 国庫支出金		0	2,288	2,288
	1 国庫補助金	0	2,288	2,288
歳 入 合 計		1,249,148	12,768	1,261,916

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		45,175	12,361	57,536
	1 総務管理費	38,374	10,073	48,447
	2 徴収費	6,801	2,288	9,089
3 保健事業費		4,098	407	4,505
	1 保健事業費	4,098	407	4,505
歳 出 合 計		1,249,148	12,768	1,261,916

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
2 繰入金	3 2 4, 5 7 2
5 国庫支出金	0
歳 入 合 計	1, 2 4 9, 1 4 8

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
10,480	335,052
2,288	2,288
12,768	1,261,916

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	45,175	12,361
3 保健事業費	4,098	407
歳 出 合 計	1,249,148	12,768

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
57,536	2,288		10,073	
4,505			407	
1,261,916	2,288		10,480	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 324,572	千円 10,480	千円 335,052

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	324,572	10,480	335,052
計	324,572	10,480	335,052

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 2,288	千円 2,288

(款) 5 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫補助金	0	2,288	2,288
計	0	2,288	2,288

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	10,073	職員給与費等繰入金
2 事務費繰入金	407	事務費繰入金

節		説明
区分	金額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	2,288	子ども・子育て支援事業費補助金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 45,175	千円 12,361	千円 57,536

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	38,374	10,073	48,447			10,073	
計	38,374	10,073	48,447			10,073	

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 徴収費	6,147	2,288	8,435	2,288			
計	6,801	2,288	9,089	2,288			

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,098	千円 407	千円 4,505

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健事業費	4,098	407	4,505			407	

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料	4,282	1 人件費	10,073	2 給料	4,282
3 職員手当等	3,963			一般職給	
4 共済費	1,828			3 職員手当等	3,963
				扶養手当	266
				地域手当	880
				期末勤勉手当	2,717
				通勤手当	100
				4 共済費	1,828
				共済組合補給金	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	2,288	1 保険料徴収事業	2,288	12 委託料	2,288
				プログラム変更委託料	

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
1 報酬	282	1 保健事業	407	1 報酬	282
3 職員手当等	125			会計年度任用職員報酬	
				3 職員手当等	125

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	4,098	407	4,505			407	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			期末勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 4	2,345	14,667	11,895	28,907	5,421	34,328	
補正前	(1) 3	2,063	10,385	7,807	20,255	3,593	23,848	
比 較	1	282	4,282	4,088	8,652	1,828	10,480	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	506	1,518	8,120	0	430	672	649	0
	補 正 前	240	638	5,278	0	330	672	649	0
	比 較	266	880	2,842	0	100	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	0	0	0	0	0	0	11,895		
補 正 前	0	0	0	0	0	0	7,807		
比 較	0	0	0	0	0	0	4,088		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	4	14,667	10,996	25,663	5,421	31,084	
補正前	3	10,385	7,033	17,418	3,593	21,011	
比 較	1	4,282	3,963	8,245	1,828	10,073	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	506	1,518	7,221	0	430	672	649	0
	補 正 前	240	638	4,504	0	330	672	649	0
	比 較	266	880	2,717	0	100	0	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	10,996	
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	7,033	
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,963	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,345	0	899	3,244	0	3,244	
補正前	(1)	2,063	0	774	2,837	0	2,837	
比 較	0	282	0	125	407	0	407	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	899	0	0	0	0	0	899
	補 正 前	0	774	0	0	0	0	0	774
	比 較	0	125	0	0	0	0	0	125

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	282	給与改定に伴う増減分	282		
給 料	4,282	その他の増減分	4,282	異動等による増	
職員手当	4,088	その他の増減分	4,088	異動等による増	

令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,875,524千円	460千円	1,875,984千円
第2項 営業外収益	223,557千円	460千円	224,017千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,778,528千円	14,561千円	1,793,089千円
第1項 営業費用	1,636,147千円	14,561千円	1,650,708千円

第3条 令和7年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,101,936千円	965千円	1,102,901千円
第1項 建設改良費	909,525千円	965千円	910,490千円

第4条 予算第7条中「145,654千円」を「160,720千円」に改める。

第5条 予算第8条中「7,874千円」を「8,334千円」に改める。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和7年度泉大津市水道

収益の収入

収

款	項	目
1 水道事業収益		
	2 営業外収益	
		3 他会計補助金

支

款	項	目
1 水道事業費用		
	1 営業費用	2 配水及び給水費
		4 業務費
		5 総係費

資本的収入
支

款	項	目
1 資本的支出		
	1 建設改良費	
		1 事務費

事業会計補正予算実施計画

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,875,524	460	1,875,984
223,557	460	224,017
7,874	460	8,334

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,778,528	14,561	1,793,089
1,636,147	14,561	1,650,708
224,851	1,662	226,513
123,141	4,842	127,983
100,148	8,057	108,205

及び支出

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,101,936	965	1,102,901
909,525	965	910,490
18,404	965	19,369

令和7年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	62,755
減価償却費	396,661
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 139
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 14,002
賞与等引当金の増減額(△は減少)	117
長期前受金戻入	△ 135,974
受取利息	△ 899
支払利息	57,961
資産減耗費	25,532
未収金の増減額(△は増加)	△ 11,402
未払金の増減額(△は減少)	△ 39,617
たな卸資産の増減額(△は増加)	142
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 535
小計	340,600
利息の受取額	899
利息の支払額	△ 57,961
業務活動によるキャッシュ・フロー	283,538
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 829,633
国庫補助金等による収入	104,747
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	6,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 717,973
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	568,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 192,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	375,589
資金増減額(△は減少)	△ 58,846
資金期首残高	2,878,661
資金期末残高	2,819,815

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	15 (4)	0	70,373	63,298	133,671	27,049	160,720
補正前	0	14 (4)	0	67,041	54,912	121,953	23,701	145,654
比較	0	1 (0)	0	3,332	8,386	11,718	3,348	15,066

()内は、短時間勤務職員数及び会計年度任用企業職員(パートタイム)数の外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)
	補 正 後	2,364	7,501	33,373	4,332	1,435	1,326
	補 正 前	2,004	4,355	29,749	3,492	1,019	1,326
	比 較	360	3,146	3,624	840	416	0
区 分	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	4,864	229	0	7,874	63,298		
補 正 前	4,864	229	0	7,874	54,912		
比 較	0	0	0	0	8,386		

ア 会計年度任用企業職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	15 (2)	0	66,636	61,250	127,886	26,179	154,065
補正前	0	14 (2)	0	63,772	53,314	117,086	22,831	139,917
比較	0	1 (0)	0	2,864	7,936	10,800	3,348	14,148

()内は、短時間勤務職員数の外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)
	補 正 後	2,364	7,127	31,800	4,332	1,411	1,326
	補 正 前	2,004	4,158	28,449	3,492	995	1,326
	比 較	360	2,969	3,351	840	416	0
	区 分	時間外勤務 (千円)	特殊勤務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	退 職 給 付 金 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	4,824	192	0	7,874	61,250	
	補 正 前	4,824	192	0	7,874	53,314	
	比 較	0	0	0	0	7,936	

イ 会計年度任用企業職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0 (2)	0	3,737	2,048	5,785	870	6,655
補正前	0	0 (2)	0	3,269	1,598	4,867	870	5,737
比較	0	0 (0)	0	468	450	918	0	918

()内は、会計年度任用企業職員(パートタイム)数の外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	通 勤 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 給 付 金 (千円)
	補 正 後	374	1,573	24	40	37	0
	補 正 前	197	1,300	24	40	37	0
	比 較	177	273	0	0	0	0
	区 分	合 計 (千円)					
	補 正 後	2,048					
	補 正 前	1,598					
	比 較	450					

2 給与及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,332	その 他 の 増 減 分	3,332	人勤及び人事異動に伴う 給料の増	
職 員 手 当	8,386	その 他 の 増 減 分	8,386	人勤及び人事異動に伴う 職員手当の増	
法 定 福 利 費	3,348	その 他 の 増 減 分	3,348	人勤及び人事異動に伴う 法定福利費の増	

収 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		1,875,524	460	1,875,984
2 営業外収益		223,557	460	224,017
	3 他会計補助金	7,874	460	8,334

収 入

各 節	目 金 額	明 備 考	細
	千円		千円
1 他 会 計 補 助 金	460	児童手当に要する経費	460

(款) 1 水道事業収益 (項) 2 営業外収益

収 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業費用		1,778,528	14,561	1,793,089
1 営業費用		1,636,147	14,561	1,650,708
	2 配水及び給水費	224,851	1,662	226,513
	4 業 務 費	123,141	4,842	127,983
	5 総 係 費	100,148	8,057	108,205

支 出

各 節	目 金 額	明 備 考	細 考
	千円		千円
1 給 料	487		
2 手 当 等	1,109	地域手当	660
		期末勤勉手当	449
5 法 定 福 利 費	66	共済組合補給金	66
1 給 料	1,350		1,350
2 手 当 等	1,018	扶養手当	96
		地域手当	351
		期末勤勉手当	571
5 法 定 福 利 費	2,474	共済組合補給金	2,474
1 給 料	1,453		1,453
2 手 当 等	6,100	扶養手当	264
		地域手当	1,767
		期末勤勉手当	2,353
		管理職手当	840
		通勤手当	416
		児童手当	460
5 法 定 福 利 費	504	共済組合補給金	504

(款) 1 水道事業費用 (項) 1 営業費用

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出		1,101,936	965	1,102,901
1 建設改良費		909,525	965	910,490
	1 事 務 費	18,404	965	19,369

支 出

各 目 明 細			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1 給 料	42		42
2 手 当 等	619	地域手当	368
		期末勤勉手当	251
5 法 定 福 利 費	304	共済組合補給金	304

(款) 1 資本的支出

(項) 1 建設改良費

議案第68号

令和6年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙（案）のとおり令和6年度泉大津市水道事業会計で生じた剰余金を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

「別 紙」

令和6年度泉大津市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,149,702,019	389,930,817	785,214,826
議会の議決による処分数額	22,120,730	0	△22,120,730
資本金への組入れ	22,120,730	0	△22,120,730
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	5,171,822,749	389,930,817	(繰越利益剰余金) 763,094,096

議案第69号

令和6年度泉大津市下水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙（案）のとおり令和6年度泉大津市下水道事業会計で生じた剰余金を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

「別 紙」

令和 6 年度泉大津市下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,939,715,497	913,356,600	552,446,128
議会の議決による処分数額	179,961,804	0	△552,446,128
減債積立金への積立て	0	0	△372,484,324
資本金への組入れ	179,961,804	0	△179,961,804
処分後残高	2,119,677,301	913,356,600	(繰越利益剰余金) 0

認定第1号

令和6年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定
の件

令和6年度泉大津市一般会計及び特別会計決算（別冊）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第2号

令和6年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

令和6年度泉大津市水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第3号

令和6年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件

令和6年度泉大津市下水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第4号

令和6年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

令和6年度泉大津市病院事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

